

在韓被爆者問題

平成4年9月
北東アジア課

1. 韓国国内には、広島・長崎で被爆し、その後帰国した者が、相当数存在。これら在韓被爆者は、韓国政府登録数20,85名（91年5月現在）、在韓被爆者協会推定では約2万名。

2. 本件に関する我が国の基本的立場

- (1) 法的には、日韓間の請求権問題は、全て1965年の日韓請求権協定により解決済み。
- (2) 法的立場を離れても、本件は、韓国に在住する人々の問題であり、第一義的には、韓国政府が韓国の国内問題として処理すべき問題。
- (3) しかしながら、本件は、人道上の問題でもあるので、日本政府としても出来るところから協力。

3. 本件問題については、70年代後半より日韓政府間で話合いが行われた結果、1981年より5年間、「渡日治療」（医療費は日本側、渡航費は韓国側が負担）が実施され、349人の被爆者が渡日治療を受けたものの、86年には、韓国政府は、

- (1) 渡日治療が必要なものはほぼ治療を受けた。
 - (2) 韓国の医療水準向上により、国内での治療が可能になった。
- として、我が方の渡日治療継続提案を拒否。

4. 最近の経緯

- (1) 87年11月、在韓被爆者協会会長が梁井大使を来訪し、在韓被爆者の損害補償として23億ドルの支払及び原爆病院の建設を要求。
- (2) 報道によれば、盧泰愚大統領は、大統領選挙期間中に同協会の陳情を受け、「大統領になれば、この問題を必ず解決する。日本との間で、被害補償問題を必ずただしていく。」と応答した由。
- (3) 88年3月、第3回日韓外相定期協議において、韓国崔(チエ)外務部長官より本件に関して話しがあり、宇野外務大臣よりは、実務レベルの調査団を派遣する用意がある旨述べた。
- (4) 88年5月、在韓被爆者問題調査団訪韓。
- (5) 平成元年度予算において、健康診断、治療費等支援のため、在韓被爆者支援4200万円予算計上。

(6) 89年4月、第4回日韓外相定期協議において、崔長官より、「本件も過去の歴史に起因する長期懸案の一つであるが、早期かつ円満に解決しうるよう期待する」旨発言。宇野大臣より、「更に、我が国として何が出来るのか、出来ないのかについては、大統領の訪日を念頭に置きつつ、政府部内で検討していきたい」旨応答。

(7) 89年9月、国連における日韓外相会談の席上、崔長官より、「本問題に関しては、韓国の野党や国民が自由に自らの考えを表明し、日本に強く要求すべしとの主張が高まっている」旨述べ、日本側の協力を要望越した。これに対し、中山大臣より、「日本政府としては、人道的、歴史的経緯に鑑み、誠意を持って可能な限りの協力を行なう」旨発言。

(8) 89年11月、大韓赤十字社に対し、在韓被爆者支援拠出金(4200万円)を拠出。

(9) 平成2年度予算において、元年度同様、治療費等支援の拠出金を継続するため、在韓被爆者支援拠出金(4200万円)を計上。

(10) 本年に入り、在韓被爆者問題のための日本政府による支援につき、韓国国内で頻繁に報道。

(11) 90年5月、盧泰愚大統領訪日時に、海部総理より、在韓被爆者支援のため医療面で総額40億円程度の支援を行う旨表明。

(12) 90年11月、大韓赤十字社に対し、平成2年度在韓被爆者支援特別拠出金(4200万円)を拠出。

(13) 海部総理よりの意図表明をフォローアップするため、在韓被爆者に対する医療面での総額40億円程度の支援の内、平成3年度予算に17億円を執行。

(14) 平成4年度予算に23億円を計上。